

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と規制措置の現状

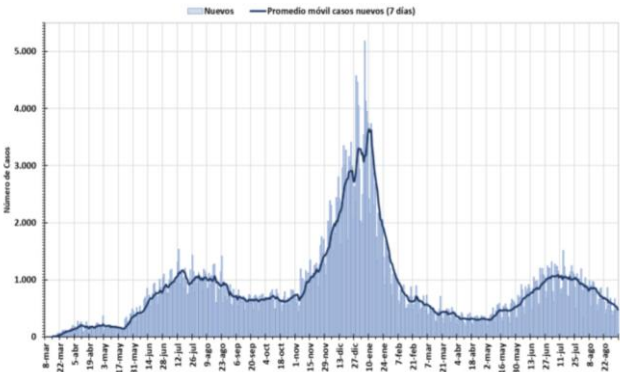
令和3年9月22日
在パナマ大使館

コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

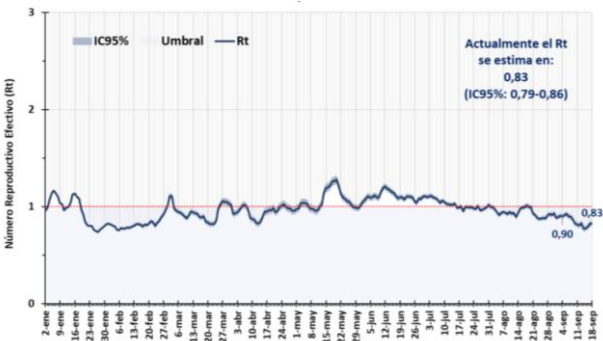
項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	2,028(-463)
1週間の新規死亡者数	—	39(-11)
検査陽性率	—	4.3%(-1.0)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.83 (+0.01)
致死率	3%未満	1.5% (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	46% (+1)
利用可能な I C U 病床数※	15%以上	58% (+4)
利用可能な人工呼吸器※	—	78% (±0)

(出典:9月21日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:9月21日汎米保健機構発表)

規制措置の現状

	保健省発表による規制措置等（パナマ県）
1 夜間外出禁止（継続）	9/8より、パナマ県において、全ての曜日で午前1時から午前4時まで夜間外出禁止時間を短縮（終了時間を従来の午後12時より1時間延長） ※9/27より、パナマ首都圏、サンミゲリート市については、夜間外出禁止措置を撤廃。 ※8/9より、タボガ島、オトケ東・オトケ西は夜間外出禁止措置を撤廃。
2 経済活動等	9/8より、パナマ県のレストラン等の商業施設の営業終了時間は午後12時。（従来の午後11時より1時間延長） ※9/27より、パナマ首都圏、サンミゲリート市については、レストラン等の営業終了時間措置の撤廃。
3 その他措置等	（1）アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 （ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで） （2）ビーチ・河岸の滞在許可：4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで（アルコール販売・消費の禁止） ※9/27より、ビーチ、河岸の滞在にかかる時間制限の撤廃及びアルコールの適度な摂取の許可。 （3）4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可（収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止） （4）5/3より、オープンスペースのレストラン＆バー等におけるライブ演奏（6人以下）の許可（ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで）